

※ 「認定こども園」法案の概要

(1) 認定こども園制度の概要

幼稚園でも保育所でもない第三の施設類型として認定こども園を設けるのではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま認定を受ける仕組み。

幼稚園、保育所等(等=認可外保育施設を指す)のうち、

① 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能

保育に欠ける子どもも保育に欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能

② 地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能

を備える施設について、都道府県知事(※)から「認定こども園」としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの。

(※) 認定こども園の認定に係る大都市特例の適用はない。しかしながら、保育所の認可等については大都市特例が適用されていることを踏まえ、

- ① 都道府県知事が保育所を認定こども園として認定する場合には、当該保育所の認可権限を有する指定都市又は中核市に協議しなければならない。
- ② 都道府県による認定基準の策定に際しては、指定都市又は中核市の意向に配慮することとされている。

(2) 認定こども園の類型と国の財政措置

私立施設に対する国の財政措置は子どもに対する教育・保育の質の確保の観点から、幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対してのみ行われる。

① 幼保連携型

幼稚園と保育所が合築等されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすタイプ

⇒ 幼稚園も保育所も認可施設であることから、幼稚園と保育所の双方の補助の組み合わせによる財政措置が行われる。

※ 幼稚園と保育所の合計定員が現在の保育所の認可基準である60人に達する場合は、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認める。

② 幼稚園型

幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど“保育所的な機能を備える”ことで総合施設としての機能を果たすタイプ

⇒ 認可を受けている幼稚園の補助制度を活用。“保育所的な機能”的部分については、保育所の認可を得ていないことから補助の対象とならない。

③ 保育所型

保育所が保育に欠けない子どもを保育するなど幼稚園的な機能を備えることで総合施設としての機能を果たすタイプ

⇒ 認可を受けている保育所の補助制度を活用。“幼稚園的な機能”的部分については、幼稚園の認可を得ていないことから補助の対象とならない

④ 地方裁量型

幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ

⇒ 幼稚園、保育所いずれの認可も得ていないことから、国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源で対応することとなる

* 認定こども園の機能について

